

ぐんま版消費者教育教材 (特別支援学校高等部向け)

5 相談事例 ①ワンクリック請求

群馬県 生活こども部 消費生活課

令和7年3月作成

しょうひしゃ

消費者トラブル

せいきゅう

ワンクリック請求



おも てぐち
主な手口

むりょう どうか さいせい

アダルトサイトなどで「無料動画再生」

さいいじょう

「18歳以上はこちら」というボタンをクリックしただけで、

かいいん とうろく かんりょう

せいきゅうがめん き

「会員登録完了」との請求画面が消えなくなった。

アドバイス

むし

ぎょうしゃ れんらく

・無視！ サイト業者に連絡しない！

しょうひせいかつ

そうだん

・消費生活センターに相談！

アイピーエイ

ぎじゅつてき

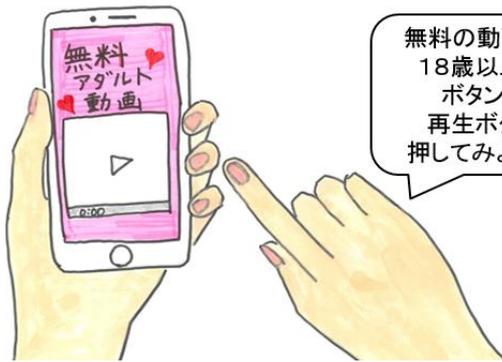
そうだん

そうだん

・IPA (ウイルスなどの技術的な相談ができる) に相談！

ワンクリック請求のトラブル 概要

① ネット検索していたところ、『無料アダルト動画』と書かれたサイトが出てきたので、再生ボタンを押してみた



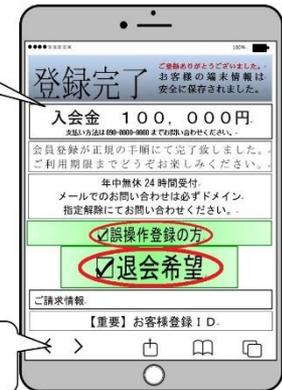
無料の動画だ!!
18歳以上の
ボタンと
再生ボタン
押してみよう!

② すると、『登録完了』という画面になり、『お客様の端末情報を保存』『入会金10万円』と書いてあった

無料だと思っただのに!



自分のこと
全部知られている?!



③ 誤操作を押したところ相手に電話が繋がりが、「誤操作ではないので10万円、退会するなら3万円」と言われた



利用規約に同意して登録している。
入会金を支払わないとやめられない!!
払わないと裁判だ!!



おまえの名前、住所、
勤務先も知っているぞ!!

④ 指示されてプリペイドカードをコンビニで買ってウラ面の番号を教えたが、「未納料金がまだある」と何度も電話が来る



何度も何度も
電話が来る
どうしよう~

かくにん
ロールプレイで確認しよう

せいきゅう てぐち
アダルトサイトなどのワンクリック請求の手口



むりょう どうが
無料のアダルト動画だ!!
さいせい
再生ボタン
お
押してみよう!

むりょう

無料だと

おも

思ったのに!

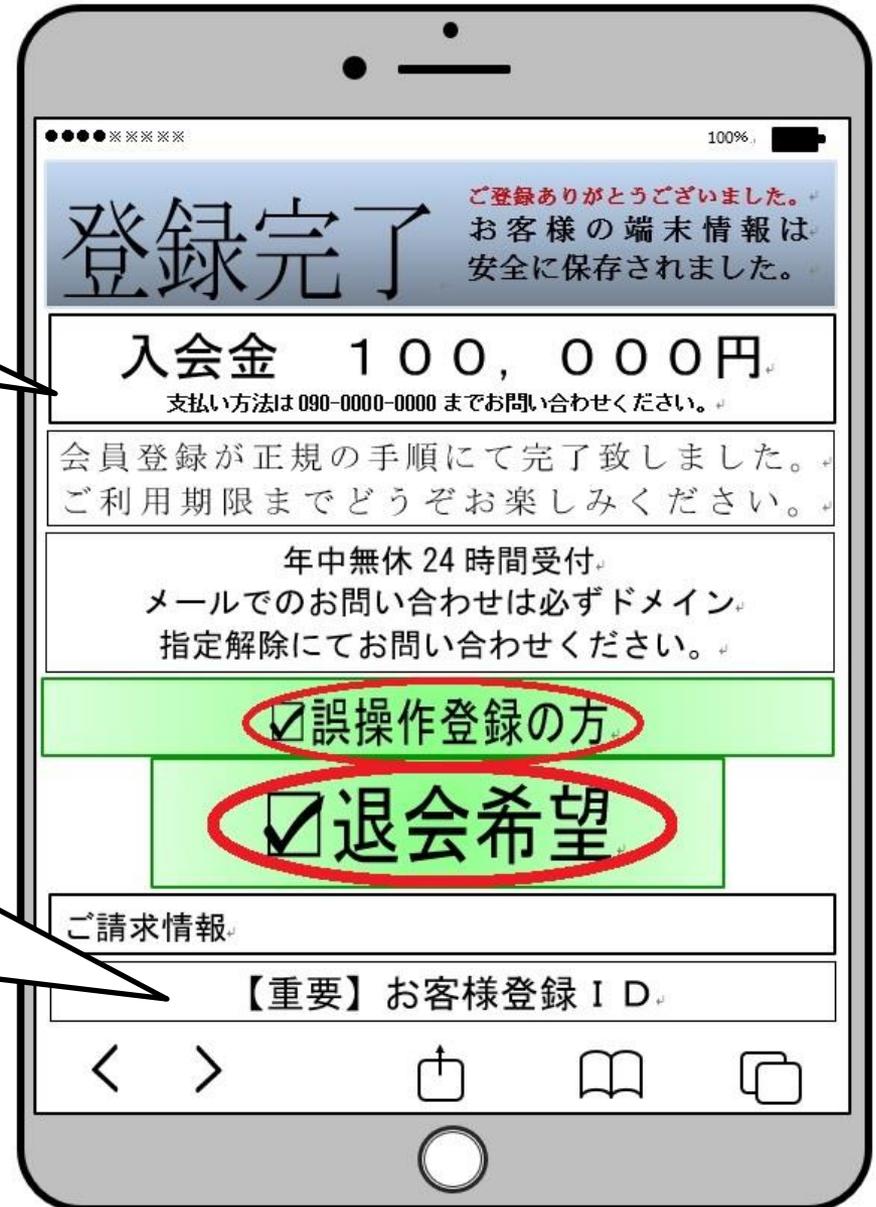


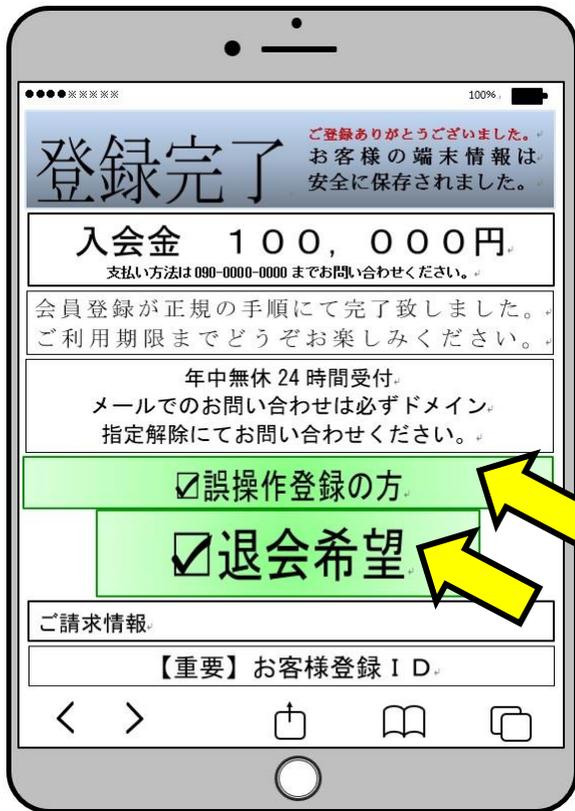
じぶん

自分のこと

ぜんぶ し

全部知られている?!





ごそうさ たいかいきぼう お
☑誤操作や☑退会希望を押すと、
でんわ あいて とど
電話やメールが相手に届きます。すると…

けいやく いはん さいばん
契約違反だ! 裁判するぞ!!

なまえ じゅうしょ
あなたの名前、住所も
き
聞かせてもらおうか!!





なんと なんと
何度も何度も
でんわ く
電話が来る
どうしよう

しょうひしゃりよく

消費者カクイズ

かんぜん むりよう

こうこく

「**完全無料アダルトサイト**」という広告

み

おもしろ

を見つけた。面白そうなので、サイトを

ひら

とう ろくりよう

まんえん

みっか

いない

開いた。「登録料10万円を3日以内に

はら

さいばん

ひょうじ

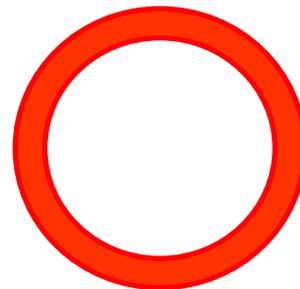
で

払わなければ裁判する」と表示が出た。

とうろくりよう

はら

登録料は払わなければならない？



せいはい
正解は



お りょう ひょうじ ひら
◎無料と表示があったのに、サイトを開

こう がく りょうきん せいきゅう が めん
いたら、高額な料金を請求する画面が

ひょうじ が めん と く かえ ひょうじ
表示され、画面を閉じても繰り返し表示

てぐち おお
される手口はとても多い。

りょうきん ひょうじ が めん で あいて れんらく
◎料金表示画面が出ても相手には連絡

し はら おし
せずに、支払わないで無視してください。

おし わ ば あい ほ ご しゃ
◎無視していいか分からない場合は、保護者や

しょうひ せいかつ そうだん
消費生活センターに相談してください。

あいて でんわ おし よ
なぜ、相手に電話しないで無視するのが良いのでしょうか？

しょうひん う ひと か ひと
商品やサービスを売りたい人と買いたい人
き も いっち
の気持ちが一致しないときは

か ひと
<買いたい人>



むりょう どうが
無料の動画を
み
見る

けいやく せいりつ
契約は成立
しない



う ひと
<売りたい人>



まんえん
10万円で
どうが み
動画を見せる

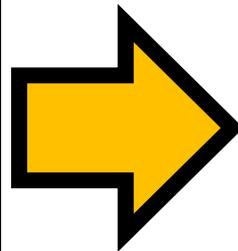
ばそこん か もの
スマホやPCでのお買い物では

けいやく かくにん がめん ひつよう
契約するときに「確認の画面」が必要です。

申込み画面

商品○○○
単価△△△円
数量□個
小計△△△円
〈商品の返品について〉……

レジに進む



最終確認画面

商品○○○
数量□個
小計△△△円
の購入を申し込むことになります。
●注文者
●お届け先
●支払方法
●解約方法

注文を確定する

変更

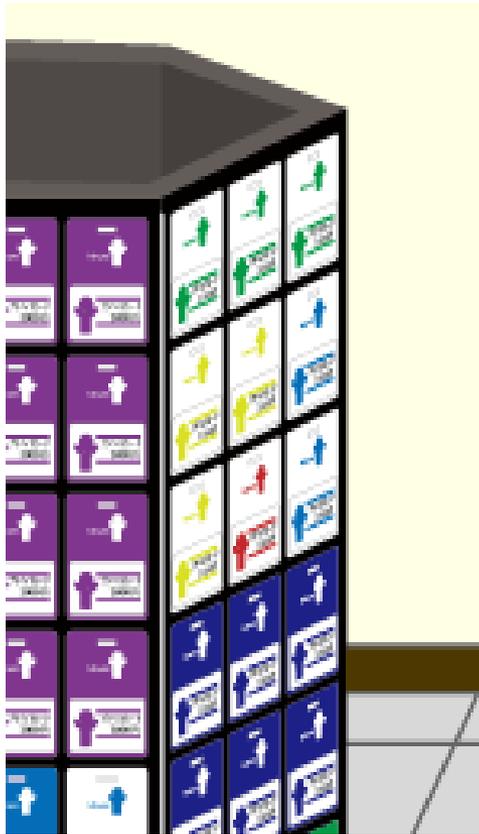
む し り ゆ う
「無視」してもよい理由

せい き ゅ う
「ワンクリック請求」は
か く に ん が め ん
確認画面がなく

けい や く せい り つ
契約は成立していない。

《^{し はら}支払^{て ぐち}わせる手口》

^{せいきゅう}ワンクリック請求^{だいきん}では代金を^{はら}プリペイドカード^{おお}で払わせることが多い。



プリペイドカードの^{めん ばんごう}うら面の番号^{ほか ひと}は他の人にはぜったいおしえない!!

コンビニ名

店舗名
住所
電話番号

振込した年月日

インターネットショッピング払込領収書

お客様控え

知らない人の名前 _____ 様

¥ 300,000 -

ネット通販会社の名前

ネット通販会社の電話番号

払込番号

0123-456-789-0123

振込した年月日

しはら てぐち
《支払わせる手口》

コンビニのレジで

はらい こみ ばんごう つた

払込番号を伝える

しじ

ように指示する。

つうしん はんばい しょうひん だい きん

通信販売の商品代金

だい きん

として、アダルトサイト代金

はら

てぐち

を支払わせる手口。



こま
『どうしよう!』 困ったときは
しょうひ せいかつ
そうだん
消費生活センターに相談しよう



ぐんまけんしょうひせいかつ
群馬県消費生活センター
☎027-223-3001

- 月～金曜日：9時～16時30分（電話・来所）※来所は予約制
- 土曜日：9時～12時／13時～16時30分（電話のみ）

【解説】

5 相談事例① ワンクリック請求

①2頁 「IPA」

IPAとは「独立行政法人情報処理推進機構」のことです。

IPAのホームページではワンクリック請求の対策や請求画面の削除方法が紹介されています。

IPAでは「情報セキュリティ安心相談窓口」を開設しており、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対し、電話やメール、FAXや郵送で相談を受け付けし、アドバイスを行っています。

●URL <https://www.ipa.go.jp/security/anshin/index.html>

●電話:03-5978-7509 受付時間10:00~12:00/13:30~17:00
土日祝日・年末年始は除く

●メール:anshin@ipa.go.jp

●FAX:03-5978-7518

●郵送:〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8

文京グリーンコート センターオフィス16階

IPAセキュリティセンター 安心相談窓口

●チャットボット:よくあるご相談の一部については、チャットボットでも対処方法等をご案内しています。電話相談の受付時間外(夜間・休日等)も利用可能です。

②2～3頁 「ワンクリック請求」

ワンクリック請求のトラブルは、年齢、性別問わず発生しています。占いサイトや漫画サイトなどから急にアダルトサイトに接続されてしまいワンクリック請求のトラブルにあった方も多くいます。アダルトサイト閲覧の意思は関係なくトラブルに巻き込まれているため、恥ずかしがらずに相談してください。

③10頁 「ワンクリックで請求が来たら お金を払う？ 無視する？」

「無視」してよいと知っていても、多くの方がその理由までは知りません。仕組みや理由を理解することで、慌てずに対処できるようになります。

④11頁 「インターネット通販では契約するときに「確認の画面」が必要です」

インターネット通販で消費者が申込みを行う前に、「注文内容確認画面」など、申込み内容を最終的に確認できる画面の用意がされていない場合は、消費者が契約内容を誤解して申込み（事例では有料サイトの登録になると思わず、動画再生ボタンを押した）しても、消費者側の申込みは無効となる（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律）ため、金銭の支払い義務はないと考えられます。逆に確認の画面があれば、契約が有効に成立する可能性が高いため、消費者もしっかり最終確認画面の内容を確認する必要があります。

⑤13～14頁 「支払わせる手口」

プリペイドカード(サーバー型電子マネー)を複数のコンビニから購入するよう指示したり、コンビニにおいて通信販売の料金支払いのように支払わせたりします。対面せずに、簡単にお金を受け取れる方法を指定してきます。

プリペイドカードの裏面のID番号を教えると、多くの場合はすぐにお金を抜き取られてしまい取り戻すことは困難ですが、中にはカード内に残高が残っている場合もあるため、できるだけ早く、警察や消費生活センター、また、プリペイドカード発行会社に相談することが大切です。